

発議案第8号

重度心身障害者（児）医療費助成制度の改正の内、自己負担金の新たな導入、及び65歳以上で新たに重度障害者となった方を助成の対象外とすること等は施行を見送るべきことを要請する決議について

上記議案を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年6月29日

大網白里市議会議長 花澤房義様

提出者 一色忠彦
賛成者 田中吉夫 議員

別紙

重度心身障害者（児）医療費助成制度の改正の内、自己負担金の新たな導入、及び65歳以上で新たに重度障害者となった方を助成の対象外とすること等は施行を見送るべきことを要請する決議（案）

今般の制度改正は、償還払いから現物給付に変更されるという点は、当事者団体も以前から要望していたことであり、大いに評価するものである。ところが、それと引き換えのように、新たな窓口負担が導入されることや、65歳以上で新たに重度障害者となった方を助成の対象外とすることは、改悪であり決して受け入れることはできない。

しかも、県は、「自己負担、助成対象等の内容については、市町村によって異なる」、「実施時期は、県の市町村に対する補助の変更時期であり、市町村の実施時期については各市町村で異なる可能性がある」とホームページ明記しているように、各市町村には制度改正に関する内容と実施時期について裁量権を有しているのである。

本市担当課は、制度改悪の詳細な影響試算を誠実に行っていないだけでなく、当事者、保護者、当事者団体、身体障害者相談員、及び知的障害者相談員等の関係者に対する事前のヒアリングすら実施していない。

当事者たちに負担を強いることに関して余りに安易な態度は、住民の福祉の増進を図るべき自治体としてあるまじきものである。従って、当事者たちへの誠実な説明とヒアリング、さらに、負担を強いないで済む手立てがないかどうかについて真摯な検討がなされるまでは、現物給付化以外の変更は見送るべきことを強く要請する。

以上、決議する。

平成27年 月 日

大網白里市議会議長 花澤 房 義

大網白里市長 あて